



令和4年(行ウ)第182号 旅券不発給処分無効確認等請求事件

原告



被告

国(処分行政庁 外務大臣、法務大臣)

証拠説明書(7)

令和6年9月11日

大阪地方裁判所第2民事部合議2係 御中

原告代理人弁護士

近 藤 博 徳



同

椎 名 基 晴



同

仲 晃 生



同

仲 尾 育 哉



号証	標目 (原本・写の別)		作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲146	国籍法部会資料 カナダ市民権法 (1976年7月16日)	写	1981年 (昭和56年) 頃	法務省	被告が1980年頃に、市民権付与を含むカナダの国籍制度を調査していたこと。 当時からカナダ市民権法では、第3条(1)(c)によりって、市民権の宣誓をすることが帰化による市民権取得の要件とされていたこと。 (国籍法改正案の検討のため法制審議会国籍法部会に提出された資料)
甲147 -1	Citizenship Act	写	2024年 7月8日	カナダ政府	原告が2008年4月に参加した市民権セレモニーが開催された時期に施行されていたカナダ市民権法では、第3条(1)(c)及び第5条が市民権付与について定めており、市民権の宣誓をすることが市民権取得の要件とされていたこと。
甲147 -2	甲147の1の日本語抄訳	原本	2024年 (令和6年) 8月26日	原告代理人 弁護士 仲 晃生	同上。
甲148 -1	Citizenship Regulation, 1993	写	2024年 7月8日	カナダ政府	原告が2008年4月に参加した市民権セレモニーが開催された時期に施行されていたカナダ市民権法及びその規則では、市民権法第5条に基づく市民権付与にあたって市民権セレモニーにおける市民権の宣誓が要件とされていたこと。
甲148 -2	甲148の1の日本語抄訳	原本	2024年 (令和6年) 8月26日	原告代理人 弁護士 仲 晃生	同上。

号証	標目 (原本・写の別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	
甲149 -1	citizenship services How to become a Canadian Citizen	写	1997年 6月 (保存は 2001年 3月6日)	Citizenship and Immigration Canada、 カナダ公共 事業・行政 サービス相	カナダの市民権を取得するには 6つの段階を踏む必要があり、最 終の6番目の段階で市民権セレ モニーで市民権の宣誓をすること が求められていること。つまり市民 権セレモニーに参加した日にカナ ダ市民権が取得されること。 このページが設けられた時期に 市民権セレモニーで交付される市 民権証明書は小さなカードで、カ ナダ市民であることの証明に用い られるものであったこと。 同時期の市民権セレモニーで は、カナダ市民権取得の日付を示 す記念の文書も交付されていたこ と。 以上の事実が遅くとも1997年6 月にはカナダ政府のホームページ で説明されていたこと。
甲149 -2	甲149の1の日本語抄訳	原本	2024年 (令和6年) 8月26日	原告代理人 弁護士 仲 晃生	同上。
甲150 -1	The citizenship ceremony	写	2007年 3月31日 (保存は 2007年 8月23日)	Citizenship and Immigration Canada	カナダの市民権を取得するため の最終ステップが市民権セレモ ニーで市民権の宣誓をすること であること。市民権セレモニーの 開催場所と開催日時は、政府から 通知されること。
甲150 -2	甲150の1の日本語抄訳	原本	2024年 (令和6年) 8月26日	原告代理人 弁護士 仲 晃生	同上。
甲151 -1	ARCHIVED - Notice - New Citizenship Certificate	写	2010年 12月26日	カナダ政府	2012年2月1日から市民権証明書 としてはレターサイズの紙の文書 が発行されるようになり、従前の プラスチック製の財布サイズの市 民権証明書（市民権カード）は発 行されなくなったこと。 しかしそれ以降も、従前のプラ スチック製の財布サイズの市民権 証明書（市民権カード）がカナダ 市民であることを証明するものと して有効であること。

号証	標目 (原本・写の別)		作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲151 -2	甲151の1の日本語抄訳	原本	2024年 (令和6年) 8月26日	原告代理人 弁護士 仲 晃生	同上。
甲152 -1	Documents we accept as proof of citizenship	写	2018年 3月5日 (保存は 2018年 11月16日)	カナダ政府	2018年時点でも、2012年以前に 発行されたプラスチック製の財布 サイズの市民権証明書（市民権 カード）がカナダ市民であること を証明するものとして有効であつ たこと。 市民権カードとともに発行され る記念文書にはカナダ市民権を取 得した日付が記載されているこ と。
甲152 -2	甲152の1の日本語抄訳	原本	2024年 (令和6年) 8月26日	原告代理人 弁護士 仲 晃生	同上。
甲153	「最近における諸外国の国籍法 の改正の動向——両性の平等と の関係を中心として——」 (抄)	写	1981年 (昭和56年) 頃	田中康久 法務省 民事局 第五課長	被告が1980年頃に、市民権付与 を含むカナダの国籍制度を調査し ていたこと。（国籍法改正案の検 討のため法制審議会国籍法部会に 提出された資料）
甲154	海外移住事業団 JEMIS 1968	写	1968年 (昭和43年)	海外移住事 業団	1968年頃までにカナダが日本か らの移民を受け入れるようになって おり、カナダに移住する日本人 が急激に増加していたこと。その 事実を、海外事業団法に基づく日 本政府全額出資の同事業団（外務 省所管）が認識していたこと (序、5,7頁)。
甲155	昭和56年度運営審議会第8回 移住部会資料 (57.1.26) 移住事業推進上の問題点と今 後の方向	写	1982年 (昭和57年) 1月26日	国際協力事 業団	1980年代初頭、カナダへの移住 が活発化しており、カナダの最新 の移民法などの情報を収集するこ との重要性が、国際協力事業団法 に基づく日本政府全額出資の同事 業団（外務省所管）に認識されて いたこと (8～10頁)。